

第3回太良町議会（定例会第3回）

令和8年9月4日～9月18日

議 案

令和8年第3回太良町議会（定例会第3回）

会期（案）

会 期 15日間（9月4日～9月18日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	9. 4	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告・議員派遣の件 議案一括上程・町長の提案理由の説明 委員長報告 特別委員会の設置及び付託並びに選任
第 2 日	9. 5	土	休 会	—	
第 3 日	9. 6	日	休 会	—	
第 4 日	9. 7	月	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	9. 8	火	本 会 議	9時30分	一般質問
第 6 日	9. 9	水	本 会 議	9時30分	一般質問
第 7 日	9.10	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 8 日	9.11	金	委 員 会	9時30分	決算審査特別委員会
第 9 日	9.12	土	休 会	—	
第10日	9.13	日	休 会	—	
第11日	9.14	月	（ 議 案 調 査 ）		
第12日	9.15	火	委 員 会	9時30分	決算審査特別委員会
第13日	9.16	水	委 員 会	9時30分	決算審査特別委員会
第14日	9.17	木	（ 議 案 調 査 ）		
第15日	9.18	金	本 会 議	9時30分	委員長報告 議案審議・討論・採決・閉会

令和8年第3回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第1号

第1日目

9月4日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 報告第 2号 議案第48号 ～ 議案第61号 町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（行政視察）
日程第 7	決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

令和8年第3回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第2号

第2日目

9月8日（火）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問 （ 3 名 ）

令和8年第3回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第3号

第3日目

9月9日（水）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問 （ 2 名 ）

令和8年第3回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第4号

第4日目

9月18日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	報告第 2号 令和7年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 2	議案第48号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第49号 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第50号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	決算審査特別委員長の報告 議案第51号 令和7年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について 議案第52号 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第53号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 議案第54号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 議案第55号 令和7年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 議案第56号 令和7年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 議案第57号 令和7年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 6	議案第58号 令和8年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第59号 令和8年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第 8	議案第60号 令和8年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 9	議案第61号 令和8年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第10	閉会中の付託事件について

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案一括上程 町長提案 諮問第1号 ～ 諮問第3号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
追加日程第 3	諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
追加日程第 4	諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
追加日程第 5	意見書第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

提 出 議 案 目 録

- 報告第 2 号 令和 7 年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第 4 8 号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 0 号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 5 1 号 令和 7 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 2 号 令和 7 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 3 号 令和 7 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 4 号 令和 7 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ
いて
- 議案第 5 5 号 令和 7 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ
いて
- 議案第 5 6 号 令和 7 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 5 7 号 令和 7 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 5 8 号 令和 8 年度太良町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 9 号 令和 8 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 6 0 号 令和 8 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 1 号 令和 8 年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について

上記のとおり

令和 8 年 9 月 4 日

太良町長 永 淵 孝 幸

追 加 提 出 議 案 目 録

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

上記のとおり

令和 8 年 9 月 1 8 日

太良町長 永 淵 孝 幸

追 加 提 出 議 案 目 録

意見書第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

上記のとおり

令和8年9月18日

太良町議会議長 江 口 孝 二

議 員 派 遣 の 報 告

令和8年9月4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和8年度 佐賀県町村議会議員研修会

- (1) 目 的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため
- (2) 派遣場所 マリターレ創世佐賀
- (3) 期 間 令和8年8月18日
- (4) 派遣議員 江口議長、川下副議長、田川議員、竹下議員、待永議員、山口議員、
峰議員、森田議員、大鋸議員

議 員 派 遣 の 件

令和8年9月4日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 令和8年度 町議会広報研修会

- (1) 目 的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが要請されていること
にかんがみ、議会広報の向上発展に資するため
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期 間 令和8年11月18日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

報告第 2 号

令和 7 年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率 の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

1 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和7年度決算に 基づく比率	—	—	6.8	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は比率が算定されないことを表している。

2 資金不足比率

(単位：千円、％)

区 分	流 動 負債等 (1)	算 入 地方債 (2)	流 動 資産等 (3)	資金不足額 (1)+(2)- (3)=(4)	事業の 規 模 (5)	資金不 足比率 (4)/(5)
漁業集落排水 事業会計	1,055	0	23,938	△22,883	6,156	—
簡易水道事業 会計	3,695	0	77,821	△74,126	48,142	—
水道事業会計	2,807	0	194,947	△192,140	48,056	—
町立太良病院 事業会計	98,853	0	2,240,072	△2,141,219	959,141	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第 4 8 号

太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

太良町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、在留特定カード等による印鑑登録証明書の交付ができるようにするため、この案を提出する。

別紙

太良町印鑑条例の一部を改正する条例（案）

太良町印鑑条例（昭和50年太良町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「個人番号カード(」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち)」に、「以下「個人番号カード」」を「以下「個人番号カード等」」に、「自ら「個人番号カード」」を「自ら「個人番号カード等」」に、「当該「個人番号カード」」を「当該「個人番号カード等」」に改め、同条第2項中「個人番号カードの交付」を「個人番号カード等の交付」に、「自らの個人番号カード」を「自らの個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 9 号

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正により、太良町議会議員及び太良町長の選挙における、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスター作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年太良町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、職員の部分休業制
度を拡充するため、この案を提出する。

別紙

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町職員の育児休業等に関する条例(平成4年太良町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「次項において同じ。」を「)」に改める。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第19条の前の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第19条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、

当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 19 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 19 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 19 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 20 条を次のように改める。

(部分休業している職員の給与等の取扱い)

第 20 条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年太良町条例第 15 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第 16 条及び第 25 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額

第 21 条中「第 12 条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由

は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

令和 7 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度太良町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 2 号

令和 7 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 53 号

令和 7 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 4 号

令和 7 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、
令和 7 年度太良町漁業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員
の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 5 5 号

令和 7 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、
令和 7 年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の
意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 56 号

令和 7 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、
令和 7 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第 57 号

令和 7 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、
令和 7 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 8 年度太良町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度太良町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134,424 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,095,343 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		5,400	7,646	13,046
	1. 地方特例交付金	5,400	7,646	13,046
10. 地方交付税		2,860,000	△69,751	2,790,249
	1. 地方交付税	2,860,000	△69,751	2,790,249
14. 国庫支出金		634,677	34,717	669,394
	1. 国庫負担金	479,092	26,986	506,078
	2. 国庫補助金	152,805	7,430	160,235
	3. 委託金	2,780	301	3,081
15. 県支出金		609,397	19,071	628,468
	1. 県負担金	283,560	10,752	294,312
	2. 県補助金	302,462	8,123	310,585
	3. 委託金	23,375	196	23,571

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18. 繰入金		1, 7 5 1, 1 1 0	9 2, 0 8 4	1, 8 4 3, 1 9 4
	1. 特別会計繰入金	2	4, 9 3 2	4, 9 3 4
	2. 基金繰入金	1, 7 5 1, 1 0 8	8 7, 1 5 2	1, 8 3 8, 2 6 0
19. 繰越金		3 0, 0 0 0	4 7, 2 3 7	7 7, 2 3 7
	1. 繰越金	3 0, 0 0 0	4 7, 2 3 7	7 7, 2 3 7
20. 諸収入		2 3 6, 1 0 0	2 0	2 3 6, 1 2 0
	5. 雑入	1 8 5, 4 4 3	2 0	1 8 5, 4 6 3
21. 町債		6 1 1, 6 0 0	3, 4 0 0	6 1 5, 0 0 0
	1. 町債	6 1 1, 6 0 0	3, 4 0 0	6 1 5, 0 0 0
歳 入 合 計		8, 9 6 0, 9 1 9	1 3 4, 4 2 4	9, 0 9 5, 3 4 3

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		2, 6 2 2, 7 1 0	3 4, 0 1 0	2, 6 5 6, 7 2 0
	1. 総務管理費	2, 4 4 3, 0 1 6	3 0, 0 4 6	2, 4 7 3, 0 6 2
	2. 徴税費	1 0 7, 8 7 1	9	1 0 7, 8 8 0
	3. 戸籍住民基本台帳費	4 8, 0 5 7	3, 6 2 8	5 1, 6 8 5
	4. 選挙費	2 2, 0 7 4	3 2 7	2 2, 4 0 1
3. 民生費		2, 0 4 4, 7 0 2	5 5, 4 3 6	2, 1 0 0, 1 3 8
	1. 社会福祉費	1, 2 3 4, 1 5 0	6, 2 4 1	1, 2 4 0, 3 9 1
	2. 児童福祉費	8 1 0, 5 5 0	4 9, 1 9 5	8 5 9, 7 4 5
4. 衛生費		9 1 7, 8 8 8	3, 8 8 4	9 2 1, 7 7 2
	1. 保健衛生費	5 9 6, 5 2 2	1, 5 9 7	5 9 8, 1 1 9
	2. 清掃費	3 2 1, 3 6 6	2, 2 8 7	3 2 3, 6 5 3
6. 農林水産業費		7 8 1, 5 4 0	1 2, 3 5 0	7 9 3, 8 9 0
	1. 農業費	4 8 6, 8 2 8	9, 7 6 3	4 9 6, 5 9 1
	3. 水産業費	1 1 9, 1 8 0	2, 5 8 7	1 2 1, 7 6 7

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7. 商工費		2 2 9, 5 8 2	1, 1 9 7	2 3 0, 7 7 9
	1. 商工費	2 2 9, 5 8 2	1, 1 9 7	2 3 0, 7 7 9
8. 土木費		3 9 1, 6 5 4	1 9, 0 0 0	4 1 0, 6 5 4
	4. 港湾費	5, 3 9 9	1 3, 5 0 0	1 8, 8 9 9
	5. 住宅費	3 9, 5 4 5	5, 5 0 0	4 5, 0 4 5
9. 消防費		2 6 7, 8 4 3	3, 9 0 0	2 7 1, 7 4 3
	1. 消防費	2 6 7, 8 4 3	3, 9 0 0	2 7 1, 7 4 3
10. 教育費		1, 0 6 0, 2 8 4	6 6 7	1, 0 6 0, 9 5 1
	2. 小学校費	1 7 9, 0 3 4	1, 3 6 0	1 8 0, 3 9 4
	4. 社会教育費	1 4 5, 3 5 2	△ 1, 6 2 2	1 4 3, 7 3 0
	5. 保健体育費	1 8 2, 3 5 9	9 2 9	1 8 3, 2 8 8
11. 災害復旧費		7, 9 2 4	3, 9 8 0	1 1, 9 0 4
	1. 農林水産施設災害復旧費	6, 3 9 8	3, 9 8 0	1 0, 3 7 8
歳 出 合 計		8, 9 6 0, 9 1 9	1 3 4, 4 2 4	9, 0 9 5, 3 4 3

第2表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
デジタル活用推進事業	1,800	証書借入	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合には、その債権 者と協定するものによる。ただし、町財 政の都合により、据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
林道災害復旧事業（現年災）	1,600	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
9. 地方特例交付金	5, 4 0 0	7, 6 4 6	1 3, 0 4 6	
10. 地方交付税	2, 8 6 0, 0 0 0	△ 6 9, 7 5 1	2, 7 9 0, 2 4 9	
14. 国庫支出金	6 3 4, 6 7 7	3 4, 7 1 7	6 6 9, 3 9 4	
15. 県支出金	6 0 9, 3 9 7	1 9, 0 7 1	6 2 8, 4 6 8	
18. 繰入金	1, 7 5 1, 1 1 0	9 2, 0 8 4	1, 8 4 3, 1 9 4	
19. 繰越金	3 0, 0 0 0	4 7, 2 3 7	7 7, 2 3 7	

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
20. 諸収入	2 3 6, 1 0 0	2 0	2 3 6, 1 2 0	
21. 町債	6 1 1, 6 0 0	3, 4 0 0	6 1 5, 0 0 0	
歳 入 合 計	8, 9 6 0, 9 1 9	1 3 4, 4 2 4	9, 0 9 5, 3 4 3	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	2,622,710	34,010	2,656,720	7,435	1,800	100	24,675
3. 民生費	2,044,702	55,436	2,100,138	41,202			14,234
4. 衛生費	917,888	3,884	921,772			2,200	1,684
6. 農林水産業費	781,540	12,350	793,890	3,343			9,007
7. 商工費	229,582	1,197	230,779				1,197
8. 土木費	391,654	19,000	410,654				19,000
9. 消防費	267,843	3,900	271,743				3,900

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 教育費	1,060,284	667	1,060,951				667
11. 災害復旧費	7,924	3,980	11,904	1,808	1,600		572
歳 出 合 計	8,960,919	134,424	9,095,343	53,788	3,400	2,300	74,936

2 歳 入

(款) 9. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方特例交付金	5,400	7,646	13,046	1. 地方特例交付金	7,646	地方特例交付金
計	5,400	7,646	13,046			

(款) 10. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,860,000	△69,751	2,790,249	1. 地方交付税	△69,751	普通交付税
計	2,860,000	△69,751	2,790,249			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	478,376	26,986	505,362	2. 児童福祉費負担金	26,986	児童措置費負担金 (1/2)
計	479,092	26,986	506,078			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	6,055	6,938	12,993	2. 緊急経済対策費補助金	6,938	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (定額)
2. 民生費国庫補助金	84,081	492	84,573	2. 児童福祉費補助金	492	地域診療情報連携推進費補助金 (1/2)
計	152,805	7,430	160,235			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費委託金	219	301	520	2. 戸籍住民基本台帳 費委託金	301	中長期在留者住居地届出等事務費委託金
計	2,780	301	3,081			

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	265,563	10,752	276,315	2. 児童福祉費負担金	10,752	児童措置費負担金 (1/4)
計	283,560	10,752	294,312			

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	43,780	2,972	46,752	2. 児童福祉費補助金	2,972	保育所等給食費支援事業費補助金 (10/10・1/2)
4. 農林水産業費県補助金	223,572	3,343	226,915	1. 農業費補助金	1,791	中山間地域等直接支払交付金 (3/4) 1,603 経営開始資金補助金 (10/10) 188
				3. 水産業費補助金	1,552	複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金 (1/2)
8. 災害復旧費県補助金	0	1,808	1,808	1. 農林水産業施設災 害復旧費補助金	1,808	林道災害復旧事業費補助金 (現年災・1/2)
計	302,462	8,123	310,585			

(款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費委託金	23,345	196	23,541	4. 選挙費委託金	196	知事選挙費委託金 98 県議会議員選挙費委託金 98
計	23,375	196	23,571			

(款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1,639	1,640	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,639	後期高齢者医療特別会計繰入金
2. 国民健康保険特別会計繰入金	1	3,293	3,294	1. 国民健康保険特別会計繰入金	3,293	国民健康保険特別会計繰入金
計	2	4,932	4,934			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	425,429	84,852	510,281	1. 財政調整基金繰入金	84,852	財政調整基金繰入金
5. 地域づくり事業基金繰入金	3,700	100	3,800	1. 地域づくり事業基金繰入金	100	地域づくり事業基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	1,076,400	2,200	1,078,600	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	2,200	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	1,751,108	87,152	1,838,260			

(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	30,000	47,237	77,237	1. 繰越金	47,237	前年度繰越金
計	30,000	47,237	77,237			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

3. 過年度収入	1	20	21	1. 過年度収入	20	過年度収入
計	185,443	20	185,463			

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

1. 総務債	0	1,800	1,800	4. デジタル活用推進事業債	1,800	デジタル活用推進事業債
6. 災害復旧債	0	1,600	1,600	1. 農林水産業施設災害復旧事業債	1,600	林道災害復旧事業債（現年災）
計	611,600	3,400	615,000			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	378, 145	2, 025	380, 170				2, 025	1. 報 酬	96	情報公開・個人情報保護審査会委員報酬	
								2. 給 料	1, 241	一般職給（28人→29人）	
								3. 職員手当等	41	通勤手当（再任用職員）	△42
										期末手当	△48
										勤勉手当	△178
退職手当組合負担金	309										
4. 共 済 費	647	共済組合負担金	637								
		共済組合事務費	10								
4. 企画財政管理費	819, 999	7, 430	827, 429	6, 938		100	392	18. 負担金補助及び交付金	7, 430	地域づくり事業費補助金	124
										物価高騰対策行政区運営支援金	7, 306
9. 交通安全対策費	17, 030	500	17, 530				500	10. 需 用 費	500	修 繕 料	
17. 山林育成基金費	663	20, 091	20, 754				20, 091	24. 積 立 金	20, 091	山林育成基金積立金	
計	2, 443, 016	30, 046	2, 473, 062	6, 938		100	23, 008				

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	61,568	9	61,577				9	3. 職員手当等	△77	通勤手当△59 勤勉手当△18
								4. 共 済 費	86	共済組合負担金
2. 賦課徴収費	46,303	0	46,303		1,800		△1,800			財源組替
計	107,871	9	107,880		1,800		△1,791			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	48,057	3,628	51,685	301			3,327	2. 給料	2,103	一般職給 (1人→2人)
								3. 職員手当等	925	通勤手当 12 期末手当 351 勤勉手当 288 退職手当組合負担金 274
								4. 共済費	572	共済組合負担金 561 共済組合事務費 11
								10. 需用費	28	消耗品費
計	48,057	3,628	51,685	301			3,327			

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
8. 町長選挙費	10,226	109	10,335				109	10. 需 用 費	109	印刷製本費
13. 知事選挙費	7,465	109	7,574	98			11	10. 需 用 費	109	印刷製本費
14. 県議会議員 選挙費	3,888	109	3,997	98			11	10. 需 用 費	109	印刷製本費
計	22,074	327	22,401	196			131			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	188, 507	△4, 001	184, 506				△4, 001	2. 給 料	△2, 103	一般職給（6人→5人）	
								3. 職員手当等	△1, 416	通勤手当	△20
										期末手当	△606
										勤勉手当	△517
										退職手当組合負担金	△273
								4. 共 済 費	△583	共済組合負担金	△572
共済組合事務費	△11										
12. 委 託 料	121	災害時要援護者避難支援システム改修委託料									
27. 繰 出 金	△20	国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）									
2. 老人福祉総務費	489, 575	2, 262	491, 837				2, 262	22. 償還金利息及び割引料	762	国庫支出金精算返納金	
								27. 繰 出 金	1, 500	後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）	
4. 心身障害者福祉総務費	401, 733	6, 280	408, 013				6, 280	22. 償還金利息及び割引料	6, 280	国庫支出金精算返納金	4, 186
										県支出金精算返納金	2, 094
6. 総合福祉保健センター管理費	62, 074	1, 700	63, 774				1, 700	10. 需 用 費	1, 500	修 繕 料	
								17. 備品購入費	200	総合福祉保健センター管理用備品	
計	1, 234, 150	6, 241	1, 240, 391				6, 241				

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	275, 231	8, 390	283, 621	3, 464			4, 926	4. 共 済 費	313	共済組合負担金
								12. 委 託 料	1, 162	誕生祝品（ふるさと納税返礼品分）作成業務委託料 子どもの医療費助成等システム改修委託料
								18. 負担金補助及び交付金	5, 481	保育所等給食費支援事業費補助金
								22. 償還金利息及び割引料	1, 434	国庫支出金精算返納金
3. 児童措置費	524, 412	40, 805	565, 217	37, 738			3, 067	12. 委 託 料	40, 805	保育所運営委託料
計	810, 550	49, 195	859, 745	41, 202			7, 993			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	87,667	243	87,910				243	18. 負担金補助及び交付金	243	小児時間外診療事業費負担金
4. 環境衛生費	158,081	1,354	159,435				1,354	3. 職員手当等	△340	期末手当 △184 勤勉手当 △156
								4. 共 済 費	44	共済組合負担金
								14. 工事請負費	1,650	火葬場法面復旧事業
計	596,522	1,597	598,119				1,597			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	236,680	2,287	238,967			2,200	87	10. 需用費	2,287	消耗品費
計	321,366	2,287	323,653			2,200	87			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 農業総務費	41,088	637	41,725				637	3. 職員手当等	454	時間外勤務手当
								4. 共 済 費	183	共済組合負担金
3. 農業振興費	80,574	2,326	82,900	1,791			535	18. 負担金補助及び交付金	2,326	経営開始資金補助金 188
										中山間地域等直接支払交付金 2,138
7. 農地費	154,159	6,800	160,959				6,800	13. 使用料及び賃借料	900	重機借上料
								14. 工事請負費	5,900	広域農道整備事業
計	486,828	9,763	496,591	1,791			7,972			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

1. 水産業総務費	66,100	2,587	68,687	1,552			1,035	18. 負担金補助及び交付金	2,587	複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金
計	119,180	2,587	121,767	1,552			1,035			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 商工総務費	88,627	71	88,698				71	4. 共 済 費	71	共済組合負担金
3. 観光費	125,355	1,126	126,481				1,126	10. 需 用 費	920	修 繕 料
								12. 委 託 料	206	道の駅太良維持管理委託料
計	229,582	1,197	230,779				1,197			

(款) 8. 土木費 (項) 4. 港湾費

1. 港湾管理費	5,399	13,500	18,899				13,500	18. 負担金補助及び交付金	13,500	県営港湾整備交付金事業負担金
計	5,399	13,500	18,899				13,500			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	39,545	5,500	45,045				5,500	10. 需 用 費	5,500	修 繕 料
計	39,545	5,500	45,045				5,500			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 消防施設費	9,310	162	9,472				162	18. 負担金補助及び交付金	162	消防施設整備費補助金
4. 防災費	27,865	3,738	31,603				3,738	11. 役 務 費	490	通信運搬費
										自動車損害保険料
								12. 委 託 料	2,748	ウェザーステーションサーバー更新業務委託料
								13. 使用料及び賃借料	500	重機借上料
計	267,843	3,900	271,743				3,900			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	131,858	1,360	133,218				1,360	10. 需 用 費	1,360	修繕料
計	179,034	1,360	180,394				1,360			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会教育総務費	67, 249	△4, 892	62, 357				△4, 892	2. 給 料	△2, 375	一般職給（8人→7人）	
								3. 職員手当等	△1, 779	期末手当	△798
										勤勉手当	△671
										退職手当組合負担金	△310
							4. 共 済 費	△738	共済組合負担金	△728	
									共済組合事務費	△10	
6. 図書館費	27, 024	3, 270	30, 294				3, 270	14. 工事請負費	3, 270	大橋記念図書館空調設備整備事業	
計	145, 352	△1, 622	143, 730				△1, 622				

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	44,559	929	45,488				929	12. 委託料	929	体育施設指定管理委託料
計	182,359	929	183,288				929			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

2. 林道災害復旧費	510	3,980	4,490	1,808	1,600		572	14. 工事請負費	3,980	林道災害復旧事業 (補助・現年災)
計	6,398	3,980	10,378	1,808	1,600		572			

補正予算給与費明細書

1 特 別 職

(単位 : 人、千円)

区 分		職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	長等	3		23,448	7,866 (3.50)	7,087	38,401	2,601	41,002	
	議員	11	34,128		11,448 (3.50)		45,576	8,349	53,925	
	その他	840	36,410				36,410		36,410	
	計	854	70,538	23,448	19,314	7,087	120,387	10,950	131,337	
補正前	長等	3		23,448	7,866 (3.50)	7,087	38,401	2,601	41,002	
	議員	11	34,128		11,448 (3.50)		45,576	8,349	53,925	
	その他	840	36,314				36,314		36,314	
	計	854	70,442	23,448	19,314	7,087	120,291	10,950	131,241	
比 較	長等									
	議員									
	その他		96				96		96	
	計		96				96		96	

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	106 (90) [5]	217,361	416,850	362,574	996,785	187,364	1,184,149	
補 正 前	106 (90) [5]	217,361	417,984	364,766	1,000,111	186,769	1,186,880	
比 較	0 (0) [0]	0	△ 1,134	△ 2,192	△ 3,326	595	△ 2,731	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後	14,754	136,134	111,549	4,270	8,383	5,030
	補 正 前	14,754	137,419	112,801	4,270	8,383	5,139
	比 較	0	△ 1,285	△ 1,252	0	0	△ 109

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後		27,863	141	495	53,955
	補 正 前		27,409	141	495	53,955
	比 較		454	0	0	0

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	106 [5]		406,909 [9,941]	282,316 [2, 210]	689,225 [12,151]	133,045 [2,148]	822,270 [14,299]	
補 正 前	106 [5]		408,043 [9,941]	284,466 [2, 252]	692,509 [12,193]	132,450 [2,148]	824,959 [14,341]	
比 較	0 [0]		△ 1,134 [0]	△ 2,150 [△ 42]	△ 3,284 [△ 42]	595 [0]	△ 2,689 [△ 42]	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補 正 後	14,754 [0]	92,570 [1,183]	75,012 [870]	4,270 [0]	8,383 [0]	4,997 [33]
	補 正 前	14,754 [0]	93,855 [1,183]	76,264 [870]	4,270 [0]	8,383 [0]	5,064 [75]
	比 較	0 [0]	△ 1,285 [0]	△ 1,252 [0]	0 [0]	0 [0]	△ 67 [△ 42]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後		27,739 [124]	141 [0]	495 [0]	53,955 [0]
	補 正 前		27,285 [124]	141 [0]	495 [0]	53,955 [0]
	比 較		454 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

イ 会計年度任用職員

(単位 : 人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(90) 0	217,361		78,048	295,409	52,171	347,580	
補 正 前	(90) 0	217,361		78,048	295,409	52,171	347,580	
比 較	(0) 0	0		0	0	0	0	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管理職手当	通 勤 手 当
	補 正 後		42,381	35,667			
	補 正 前		42,381	35,667			
	比 較		0	0			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は88人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 1,134 [0]	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 1,134 [0]		
職 員 手 当	△ 2,150 [△ 42]	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 2,150 [△ 42]	期末手当 △ 1,285 [0] 勤勉手当 △ 1,252 [0] 通勤手当 △ 67 [△ 42] 時間外勤務手当 454 [0]	

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普 通 債	補 正 前	4,128,129	3,964,949	647,700	497,438	4,115,211
	補 正			1,800		1,800
	補 正 後	4,128,129	3,964,949	649,500	497,438	4,117,011
(1) 総務・庁舎	補 正 前	0	0	0	0	0
	補 正			1,800		1,800
	補 正 後	0	0	1,800	0	1,800
2. 災 害 復 旧 債	補 正 前	59,695	51,414	6,500	9,873	48,041
	補 正			300		300
	補 正 後	59,695	51,414	6,800	9,873	48,341
(1) 農 林 水 産	補 正 前	5,953	5,306	0	1,074	4,232
	補 正			1,600		1,600
	補 正 後	5,953	5,306	1,600	1,074	5,832
(2) 土 木	補 正 前	53,742	46,108	6,500	8,799	43,809
	補 正			△ 1,300		△ 1,300
	補 正 後	53,742	46,108	5,200	8,799	42,509
合 計	補 正 前	4,187,824	4,016,363	654,200	507,311	4,163,252
	補 正			2,100		2,100
	補 正 後	4,187,824	4,016,363	656,300	507,311	4,165,352
うち銀行等引受債	補 正 前	227,702	216,953	0	26,554	190,399
	補 正			1,800		1,800
	補 正 後	227,702	216,953	1,800	26,554	192,199

令和 8 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 5 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 6, 5 7 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		75,225	1,500	76,725
	1. 一般会計繰入金	75,225	1,500	76,725
5. 繰越金		1	2,072	2,073
	1. 繰越金	1	2,072	2,073
歳入合計		213,000	3,572	216,572

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2 0 9 , 6 1 9	4 3 3	2 1 0 , 0 5 2
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2 0 9 , 6 1 9	4 3 3	2 1 0 , 0 5 2
3. 保健事業費		7 0 0	1 , 5 0 0	2 , 2 0 0
	1. 保健事業費	7 0 0	1 , 5 0 0	2 , 2 0 0
4. 諸支出金		4 5 1	1 , 6 3 9	2 , 0 9 0
	2. 繰出金	1	1 , 6 3 9	1 , 6 4 0
歳 出 合 計		2 1 3 , 0 0 0	3 , 5 7 2	2 1 6 , 5 7 2

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
4. 繰入金	75,225	1,500	76,725	
5. 繰越金	1	2,072	2,073	
歳 入 合 計	213,000	3,572	216,572	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	209,619	433	210,052				433
3. 保健事業費	700	1,500	2,200			1,500	
4. 諸支出金	451	1,639	2,090				1,639
歳 出 合 計	213,000	3,572	216,572			1,500	2,072

2 歳 入

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	11,952	1,500	13,452	1. 事務費繰入金	1,500	事務費繰入金
計	75,225	1,500	76,725			

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	2,072	2,073	1. 繰越金	2,072	前年度繰越金
計	1	2,072	2,073			

3 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区 分	金 額	
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	209,619	433	210,052				433	18. 負担金補 助及び交 付金	433	佐賀県後期高齢者医療広域連合納付金
計	209,619	433	210,052				433			

(款) 3. 保健事業費 (項) 1. 保健事業費

1. 療養費	700	1,500	2,200			1,500		18. 負担金補 助及び交 付金	1,500	人間ドック等検査費助成金
計	700	1,500	2,200			1,500				

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰 出金	1	1,639	1,640				1,639	27. 繰 出 金	1,639	一般会計繰出金
計	1	1,639	1,640				1,639			

令和 8 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 6, 7 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 6 1, 7 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		0	20	20
	2. 国庫補助金	0	20	20
10. 繰入金		129,749	△20	129,729
	1. 他会計繰入金	79,749	△20	79,729
11. 繰越金		1	66,733	66,734
	1. 繰越金	1	66,733	66,734
歳入合計		1,395,000	66,733	1,461,733

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		24,998	0	24,998
	1. 総務管理費	19,127	0	19,127
6. 保健事業費		23,155	3,000	26,155
	1. 特定健康診査等事業費	21,074	3,000	24,074
9. 諸支出金		2,603	48,090	50,693
	1. 償還金及び還付加算金	2,602	44,797	47,399
	2. 繰出金	1	3,293	3,294
10. 予備費		14,406	15,643	30,049
	1. 予備費	14,406	15,643	30,049
歳 出 合 計		1,395,000	66,733	1,461,733

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
4. 国庫支出金	0	2 0	2 0	
10. 繰入金	1 2 9, 7 4 9	△ 2 0	1 2 9, 7 2 9	
11. 繰越金	1	6 6, 7 3 3	6 6, 7 3 4	
歳 入 合 計	1, 3 9 5, 0 0 0	6 6, 7 3 3	1, 4 6 1, 7 3 3	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	24,998	0	24,998	20		△20	
6. 保健事業費	23,155	3,000	26,155				3,000
9. 諸支出金	2,603	48,090	50,693				48,090
10. 予備費	14,406	15,643	30,049				15,643
歳 出 合 計	1,395,000	66,733	1,461,733	20		△20	66,733

2 歳 入

(款) 4. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	20	20	1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	20	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（厚生労働省分・10/10）
計	0	20	20			

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	79,749	△20	79,729	4. 事務費等繰入金	△20	事務費等繰入金
計	79,749	△20	79,729			

(款) 11. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	66,733	66,734	1. 繰越金	66,733	前年度繰越金
計	1	66,733	66,734			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	7,645	0	7,645	20		△20				財源組替
計	19,127	0	19,127	20		△20				

(款) 6. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	21,074	3,000	24,074				3,000	18. 負担金補助及び交付金	3,000	人間ドック等検査費助成金
計	21,074	3,000	24,074				3,000			

(款) 9. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
9. 県支出金精 算返納金	1	44, 797	44, 798				44, 797	22. 償還金利 子及び割 引料	44, 797	県支出金精算返納金
計	2, 602	44, 797	47, 399				44, 797			

(款) 9. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

2. 一般会計繰出金	1	3,293	3,294				3,293	27. 繰出金	3,293	一般会計繰出金
計	1	3,293	3,294				3,293			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	14,406	15,643	30,049				15,643			
計	14,406	15,643	30,049				15,643			

令和8年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和8年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度太良町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	事 業 費	126,887千円	0千円	126,887千円
第1項	営 業 費 用	97,438千円	246千円	97,684千円
第4項	予 備 費	26,441千円	△246千円	26,195千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条（1）中「22,001千円」を「22,247千円」に改める。

令和8年9月4日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 8 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 事業費			126, 887	0	126, 887	
	1 営業費用		97, 438	246	97, 684	
		2 配水及び給水費	29, 669	97	29, 766	
		4 総係費	11, 755	149	11, 904	
	4 予備費		26, 441	△246	26, 195	
		1 予備費	26, 441	△246	26, 195	
収 益 的 支 出 合 計			126, 887	0	126, 887	

令和 8 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
1 事業費		126,887	0	126,887			
1 営業費用		97,438	246	97,684			
	2 配水及び給水費	29,669	97	29,766			
					2 手当等	81	期末手当 16 扶養手当 65
					3 賞与引当金繰入額	12	期末手当分 10 法定福利費（期末・勤勉手当分） 2
					4 法定福利費	4	職員共済費
	4 総係費	11,755	149	11,904			
					4 法定福利費	149	職員共済費
4 予備費		26,441	△246	26,195			
	1 予備費	26,441	△246	26,195			

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補 正 額	計	節	金額	説 明
					1 予備費	△246	
収 益 の 支 出 合 計		126,887	0	126,887			

補正給与費明細書

1. 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	5	3	40	10,922	7,813	18,775	3,472	22,247
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	10,922	7,813	18,775	3,472	22,247
補正前	損益勘定支弁職員	5	3	40	10,922	7,722	18,684	3,317	22,001
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	10,922	7,722	18,684	3,317	22,001
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	91	91	155	246
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	0	0	0	91	91	155	246

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管理職手当	期末勤勉手当	通 勤 手 当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住 居 手 当	合 計
	補正後	689		4,404	75	900	1,421	324	7,813
	補正前	624		4,378	75	900	1,421	324	7,722
	比 較	65		26	0	0	0	0	91

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	91	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	91	扶養手当	65
				期末勤勉手当	26

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 18 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

氏 名 菅 原 素 春

（提案理由）

令和 8 年 12 月 31 日をもって任期満了となる田中照海氏の後任として、菅原素春氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 18 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

氏 名 安 西 修

（提案理由）

令和 8 年 12 月 31 日をもって任期満了となる安西修氏を継続推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和8年9月18日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

氏 名 岡 山 千 晶

（提案理由）

令和8年12月31日をもって任期満了となる岡山千晶氏を継続推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

意見書第1号

令和8年9月18日

太良町議会議長

江口孝二様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	〃	大鋸美里
〃	〃	森田政則
〃	〃	峰正雄
〃	〃	山口一生
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	所賀廣
〃	〃	川下武則

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、D Xの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026 年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027 年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体D X、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
6. 2027 年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

7. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
12. 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	高市早苗様
財務大臣	片山さつき様
総務大臣	藤井比早之様
厚生労働大臣	上野賢一郎様
国土交通大臣	井林辰憲様
デジタル大臣	古川俊治様
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）	中司宏様
衆議院議長	森英介様
参議院議長	関口昌一様